

2014年10月31日制定

2015年11月06日改定

2022年11月11日改定

第1章 会員規則

第1節 準会員（専門会員、シニア会員）

（種別）

第1条 支部準会員（専門会員、シニア会員）は、公益社団法人日本建築家協会会員規程第4条(1)(2)および支部規約第5条で定めたものとする。

（入退会）

第2条 支部準会員（専門会員、シニア会員）の入退会は、公益社団法人日本建築家協会会員規程第7条により、支部事務局へ入会申込書類を提出する。

（活動）

第3条 支部準会員（専門会員、シニア会員）は、居住する地域または、主な活動を行う地域の地域会に登録し、活動を行う。

（会員管理）

第4条 支部準会員（専門会員、シニア会員）についての会員管理は支部で行い、地域会が補佐する。

（権利、義務）

第5条 支部準会員（専門会員、シニア会員）の権利、義務は以下に定める。

1. J I Aの事業、活動に参加でき、支部または地域会事業の参加費用は正会員と同じとする。
2. 総会議決権、選挙権を除いて、正会員と同等の権利を有する。
3. 会費は本部に納入する。ただし、支部追加運営費の適用は受けない。
4. J I A綱領を理解し、見合った行動をする。

第2節 準会員（ジュニア会員）

（種別）

第6条 支部準会員（専門会員、シニア会員）以外の準会員（ジュニア会員）は、支部規約第5条3および各地域会規則で定めたものとする。

（入退会）

第7条 地域会準会員（ジュニア会員）の入退会は、公益社団法人日本建築家協会会員規程第7条にかかわらず、入会申込書類を地域会事務局に提出する。

（活動）

第8条 各地域会準会員（ジュニア会員）は、申請地域会において活動を行う。

（会員管理）

第9条 各地域会準会員（ジュニア会員）についての会費納入を含む会員管理は支部で行い、地域会が補佐する。

(権利、義務)

第 10 条 各地域会準会員（ジュニア会員）の権利、義務については設置地域会がこれを定める。

但し、支部内行事には正会員同等に参加できる。

第 3 節 協力会員（法人協力会員、個人協力会員、学生会員）

(種別)

第 11 条 支部準会員（専門会員、シニア会員）以外の協力会員は、支部規約第 5 条 3 に定める。

(入退会)

第 12 条 地域会協力会員の入退会は、公益社団法人日本建築家協会会員規程第 7 条にかかわらず、入会申込書類を地域会事務局に提出する。

(活動)

第 13 条 地域会協力会員は、申請地域会において活動を行う。

(会員管理)

第 14 条 地域会協力会員についての会費納入を含む会員管理は支部で行い、地域会が補佐する。

(権利、義務)

第 15 条 地域会協力会員の権利、義務については設置地域会がこれを定める。

第 2 章 役員選出補則

(役員等)

第 16 条 支部相談役、支部顧問の任期は以下とする。

1. 支部相談役の任期は終身とする。
2. 支部顧問の任期は、発議した支部長の任期内とする。

第 3 章 慶弔規則

(慶弔見舞金)

第 17 条 原則、支部会員への慶弔見舞は行わないものとする。但し、支部に貢献があり支部長が必要と判断した支部所属正会員の慶弔に関して、総額 30,000 円を上限とする慶弔見舞金（下記参考）を支出することができる。（事後、支部役員会報告をする）

(参考) 1. 慶事・弔事

褒章・叙勲その他の表彰で、支部長が正会員の慶事祝賀会に正式に招待され出席した場合	祝電、祝い金 10,000 円
死亡した場合	弔電、生花、香典 10,000 円

第4章 旅費規則

(出張旅費)

第18条 支部長が命じた公務出張に対し、以下の旅費を支給する。

1. 勤務地より目的地までの往復交通費
2. 宿泊料は実費相当額(上限 13,000 円)

(交通費)

第19条 役員会および委員会へ出席する役員、委員へ出席交通費を支給する。

1. 勤務地より目的地までの往復交通費
2. その他、支部長が必要と認める場合。

第5章 雑

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、東海支部役員会承認による。